

物価高騰対策補正予算が成立「忘れず活用」を！

①電気・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金

対象条件：(1) 2022年9月30日時点で松戸市に住民票がある市民
そして

どちらか (A) 2022年度の「住民税非課税世帯」
に該当 (B) 2022年1月以降の「※家計急変世帯」

※2022年1月～12月までの家計が急変し、住民税非課税世帯と同様な
状態になった世帯

給付金額：1世帯あたり5万円

申請：(A) 今後、市から書類送付します、記入して送り返して下さい。
(B) 心当たりの方は、市に問い合わせ書類を取り寄せて下さい。

②生活・暮らし支援臨時特別給付金

対象条件：(1) 2022年9月30日時点で松戸市に住民票がある市民
そして

(2) 2022年度の「住民税均等割のみ課税」世帯

※①電気・ガス・食品等価格高騰臨時支援給付金との重複受給は不可

給付金額：1世帯あたり5万円

申請：今後、市から書類送付します、記入して送り返して下さい。

問い合わせ先
給付金コールセンター

0120-970-735

⑤その他（以前からの制度）

「住民税非課税世帯」や「均等割のみ課税世帯」に10万円を給付

対象条件：下記のいずれかに該当

- (1) 2021年12月10日時点で市内に住民票があり、住民税均等割が非課税の世帯
- (2) 2022年6月1日時点で住民票があり、新たに住民税均等割非課税になった世帯
- (3) 上記のいずれかの時点で「均等割のみ課税」の世帯

給付金額：1世帯あたり10万円

(1)～(3)の重複受給は不可

申請：市から書類送付は完了しています。
記入して送り返して下さい。

期限：2022年12月10日まで（消印有効）

③農業経営支援金

対象条件：

- (1) 市内に住所がある農業者
そして
- (2) 2021年1～12月の農産物販売実績が
年間50万円以上ある農業者

給付金額：1農業者（世帯）あたり5万円

申請：必要あり、10月頃から農家組合を通
して書類を配布予定（1月末まで）

問い合わせ先：農政課 047-366-7328

④中小業者電気・ガス料金高騰支援金

対象条件：(1) 電気・ガス使用料を経費計上する市内中
小事業者

そして

- (2) 2022年4～9月に18万円（月3万円）以
上の使用料を計上する事業者

給付金額：対象期間の電気・ガス使用料について…

- ①18～36万円未満は5万円
- ②～72万円未満は10万円
- ③～108万円未満は20万円
- ④～144万円未満は30万円
- ⑤～180万円未満は40万円
- ⑥180万円以上は50万円

申請：必要あり（10月中旬以降から1月末まで）

問い合わせ先：商工振興課 047-711-6377